

## 道路交通法改正試案

### 1 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

- (1) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、75歳以上の運転免許（以下「免許」という。）を受けた者で認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為をしたものに対し、臨時に認知機能検査（以下「臨時認知機能検査」という。）を行うこととします。

#### 【参考】

- \* 平成25年中の75歳以上の高齢運転者による交通事故件数は34,757件と平成15年に比べ約1.6倍に増加しており、交通事故全体に占める割合も5.8%と約2.4倍に増加しています。また、同年中の死亡事故のうち、75歳以上の高齢運転者の占める割合は11.9%と平成15年に比べ約2.1倍に増加しており、今後、高齢化の進展に伴い、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されます。また、年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数（平成25年）をみると、75歳以上の高齢運転者は10.8件と75歳未満の者と比べ約2.5倍となっています。
- \* 75歳以上の高齢運転者について、認知機能の低下による運転行動の特徴を調査した結果では、この機能が低下した者は、そうでない者と比べて信号無視、一時不停止、運転操作不適等の危険な行動をとる割合が高くなっており、75歳以上の高齢運転者による交通事故の特徴として、運転操作不適、一時不停止、信号無視による事故の割合が高いことと照らし合わせると、認知機能の低下が高齢運転者による事故に相当の影響を及ぼしているものと考えられます。また、平成25年中の75歳以上の高齢運転者による死亡事故458件のうち、3割以上は認知機能の低下が疑われる者によるものです。
- \* 警察庁が平成26年4月に実施した「高齢運転者による交通事故防止に関するアンケート」の結果では、約9割の者が、75歳以上の高齢運転者の交通事故について「対策が必要」と考えています。また、同結果では、加齢による身体機能の低下による運転能力の低下について、「各個人に応じた対策を推進すべき」、「自覚を促す機会を増やすべき」とする回答が多くなっています。
- \* 現行制度においては、75歳以上の免許を受けた者は3年に1度の運転免許証の有効期間の更新に際して認知機能検査を受けることとされていますが、認知症の有病率は年齢

が高くなるにつれて高くなり、3年を待たず認知機能が低下することもあるところ、現状では、認知機能の低下に応じた対策を講ずることができないことから、一定の違反行為をした者について公安委員会が認知機能の現状を把握するための制度を整備しようとするものです。

- \* 認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為については、現行の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7に規定する認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為（以下「基準行為」という。）を参考としつつ、対象者を適切に選定できる基準を政令において定める予定です。

(2) 公安委員会は、認知機能が低下しているおそれがあると判断された者等に対して、臨時に高齢者講習（以下「臨時高齢者講習」という。）を行うこととします。

【参考】

- \* 認知機能の低下に起因した事故等の発生を未然に防止するため、認知機能が低下しているおそれがあると判断された者等に対して、認知機能の現状に基づいて実車指導や個別指導等を内容とする講習を行い、その者の安全な運転継続を支援します。
- \* この改正に併せて、高齢運転者の負担を軽減するため、70歳以上75歳未満の高齢運転者及び75歳以上の高齢運転者のうち認知機能が低下しているおそれがない者について、運転免許証の有効期間の更新に際して行われる高齢者講習の講習時間を短縮することを検討しています（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）関係）。

(3) 公安委員会は、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断された者が実際に認知症に該当しているか否かを明らかにするため、その者の交通違反の状況にかかわらず、臨時に適性検査（専門医による診断）を行い、又は医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとします。

【参考】

- \* 現行制度においては、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断された者は、一定の期間内に基準行為（上記参照）をした場合に限り適性検査を受けることとされています。しかし、平成25年中に認知機能検査において認知症のおそれがあると判断された者は34,716人（同年中に認知機能検査を受けた者全体（約145万人）の約2.4%）でしたが、平成25年中にこのようにして適性検査を受けた者は524人ととどまりました。また、平成25年中の交通死亡事故や近年に高速道路逆走事案を起こした者で、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断されたもののほとんどは、基準行為が把握され

ておらず、適性検査の対象とはされていませんでした。道路交通法（昭和35年法律第105号）においては認知症に該当した者は免許の取消し又は免許の効力の停止の対象とされていますが、このように、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断されても、その多くは医師の診断を受けることなく、そのまま運転を継続しているのが現状です。

そこで、認知症の者が運転を継続し、認知症に起因して交通事故等を発生させることを未然に防止するため、認知機能検査において認知症のおそれがあると判断された者に対して速やかに医師の診断を受けてもらうべく、公安委員会は、臨時に適性検査を行い、又は医師の診断書を提出すべき旨を命じることとします。

- (4) 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習の受検・受講を担保するため、公安委員会は、臨時認知機能検査の対象となった者が当該検査を受検せず、又は臨時高齢者講習の対象となった者が当該講習を受講しなかった場合には、免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができることとします。

## 2 運転免許の種類等に係る規定の整備

- (1) 最近における貨物自動車の交通事故実態等を踏まえつつ、社会的要請にも応えた運転免許制度とするため、自動車の種類として準中型自動車を、免許の種類として準中型自動車免許を新たに設けることとします。

また、18歳に満たない者に対しては、準中型自動車免許又は準中型自動車仮免許を与えないこととします。

（この結果、特殊自動車を除く四輪以上の自動車の種類、車両総重量、これらに対応する第一種免許の種類及びそれぞれの運転免許試験の受験資格は次のとおり区分されることとなります。）

	自動車の種類	車両総重量	第一種免許の種類	受験資格
現 行	大型自動車	11トン以上	大型自動車免許	・ 21歳以上 ・ 普通免許保有等通算3年以上
	中型自動車	11トン未満 5トン以上	中型自動車免許	・ 20歳以上 ・ 普通免許保有等通算2年以上
	普通自動車	5トン未満	普通自動車免許	・ 18歳以上
改	大型自動車	11トン以上	大型自動車免許	・ 21歳以上 ・ 普通免許保有等通算3年以上
	中型自動車	11トン未満	中型自動車免許	・ 20歳以上

正 案		7.5トン以上		・普通免許保有等通算2年以上
	準中型自動車	7.5トン未満 3.5トン以上	準中型自動車免許	・18歳以上
	普通自動車	3.5トン未満	普通自動車免許	・18歳以上

車両総重量は、道路交通法施行規則において規定されています。このため、今般の改正に伴い、同規則において、準中型自動車の車体の大きさ等を「車両総重量が3,500キログラム以上7,500キログラム未満のもの」等と定めることとするなど、必要な規定の整備を行うことを予定しています。

特殊自動車を除く第二種免許の種類については、これまで同様に、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に区分され、新たに設ける準中型自動車で旅客自動車であるものを運転しようとする場合には、中型第二種免許を要することとします。

#### 【参考】

- \* 貨物自動車による交通事故防止を図るため、平成16年の道路交通法改正により中型自動車免許制度が設けられて以降（平成19年6月施行）、事故防止に一定の効果が見られるところですが、依然として、貨物自動車を中心とする車両総重量がより重い車両の方が、一般的な乗用自動車に比べ、1万台当たりの死亡事故件数は高い値となっています。また、3.5トン以上5トン未満の自動車に係る1万台当たりの死亡事故件数は、3.5トン未満の自動車と比較し、約1.5倍となっているなど、この範囲の貨物自動車に係る事故防止対策が課題となっています。
- \* 他方、貨物自動車を取り巻く情勢の変化により、これまで車両総重量5トン未満であった最大積載量2トンの貨物自動車（集配等で利用頻度の高い物流の中心的な役割を担う貨物自動車）が、保冷設備等の架装により、車両総重量が5トンを超えることが多くなっているという状況がみられます。そして、中型自動車免許の取得年齢は20歳であることから、この種の自動車を高校を卒業して間もない者が運転することができず、このような若年者の就職にも影響を及ぼしているという声上がるなど、社会実態に応じた運転免許制度の見直しが求められています。
- \* 上記のような現状に鑑み、警察庁においては「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会（座長：前田雅英首都大学東京法科大学院教授）」を設置し、運転免許制度の在り方を検討したところであり、今回の改正は、同有識者検討会が平成26年7月に取りまとめた「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する報告書」を踏まえて行おうとするものです。
- \* 同報告書においては、貨物自動車が大部分を占める車両総重量3.5トン以上7.5トン未

満の自動車の運転免許について、貨物自動車を用いた試験・教習を行うことを必要とする新たな免許区分を導入する案をベースに更なる総合的な安全対策について検討を進めていくことが適当とされています。

(2) 準中型自動車免許を受けようとする者は、公安委員会が行う準中型自動車の運転に関する講習及び応急救護処置に関する講習を受けなければならないこととします。

(3) 準中型自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許を受けていた期間が通算して1年に達しないものについては、初心運転者標識の表示義務の対象とするとともに、当該準中型自動車免許を受けた日から1年間（初心運転者期間）に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった場合には再試験の対象とすることとします。

【参考】

\* 上記報告書においては、貨物自動車に係る更なる総合的な安全対策の検討の必要性が指摘されていますが、(2)及び(3)については、貨物自動車に係る初心運転者対策として導入しようとするものです。

なお、このほか、現在、国土交通省において貨物自動車運転者に係る運転者教育の強化等を内容とする貨物自動車の総合安全対策案について検討がなされているところです。

(4) 現行の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を受けている者の運転資格の取扱い等について、現在を受けている免許で運転することができる自動車を改正後も運転することができることとするなど、適切な経過措置を設けることとします。

【参考】

\* 平成16年の道路交通法改正により中型自動車免許が新設された際にも同種の経過措置が設けられています。

### 3 その他

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、免許の仮停止の対象とすることとします。

【参考】

\* 現行制度上、免許を受けた者が自動車等の運転に関し、交通事故を起こして人を死傷させた場合において、道路交通法第72条第1項前段の救護措置等を講じなかったとき（いわゆるひき逃げをしたとき）、酒酔い運転や無免許運転等をし、よって交通事故を起こして人を死傷させたとき、又は酒気帯び運転や信号無視等をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、当該交通事故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（仮停止）をすることができることとされていますが、今回の改正試案は、酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為については、人を傷つけた場合でも免許の仮停止ができるよう措置するものです。